

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

令和7年（2025年）3月11日

天草地域雇用創出協議会

会長 増田 要一

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和7年度（2025年度）業務用自動車賃貸借

(2) 業務に係る入札・契約担当部局

天草地域雇用創出協議会事務局（熊本県天草総合庁舎2階）

郵便番号 863-0013 天草市今釜新町3530

電話番号 0969-22-4214

ファックス番号 0969-24-2022

(3) 業務の内容

令和7年度（2025年度）業務用自動車賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 賃貸借期間

令和7年（2025年）4月1日（火）から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

(5) 履行場所

熊本県天草総合庁舎（天草市今釜新町3530）

(6) 入札方式

この入札は、紙入札方式とする。

(7) 入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の（1）から（6）までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 令和7年（2025年）3月17日（月）までに自家用自動車有償貸渡業の許可を取得している者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本

- 県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 熊本県内に本店又は支店(営業所)等を有すること。
 - (6) 令和7年(2025年)3月17日(月)までに仕様書の内容を充たす自動車を有すること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)
- イ 自家用自動車有償貸渡業許可書の写し
- ウ 車検証
- エ 自動車の仕様が分かる資料(カタログ可)

(2) 提出方法

(1)の書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和7年(2025年)3月18日(火)午後5時まで

(4) 提出先

- 1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)3月19日(水)正午まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)3月25日(火)まで行う。

(3) 入札の方法

くじ番号を記載した入札書(別紙様式2)を、令和7年(2025年)3月25日(火)午後5時(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ持参又は書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、再入札書(別紙様式3)を持参するか、送付する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札日・場所

- ア 期日 令和7年(2025年)3月26日(水)午前9時
- イ 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(5) 入札の回数及び再入札

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。

(6) 入札の無効

次のアからウまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届（別紙様式4）を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)の日までとする。

1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる抽選のうえ、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

7 問合せ

(1) 問合せ先

1 (2) の入札・契約担当部局

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）